

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R4.10改正)	現 行
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 ~ 5 [略]</p> <p>1-1-6 低入札価格調査対象工事の措置</p> <p>1. 施工体制台帳等の提出及びそのヒアリング</p> <p>(1) 建設工事への低入札価格調査制度の導入について(平成10年5月28日付け香川県農政水産部長通知)に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」という。)第13条第1項の規定にかかわらず建設業法第24条の8第1項の規定に準じて施工体制台帳を作成し、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>1-1-7 ~ 13 [略]</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受注者は、建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第24条の8第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、必要書類を添付しその写しを工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第24条の8第4項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、工事監督員に提示し、事前確認を受けた上で、契約担当者へ提出しなければならない。</p> <p>1-1-15 ~ 51 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節 ~ 第3節 [略]</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 [略]</p> <p>3-4-2 既製杭工</p> <p>1. コンクリート杭</p> <p>2. 鋼杭工</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>1) 溶接工は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)又はJIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(又は同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 ~ 5 [略]</p> <p>1-1-6 低入札価格調査対象工事の措置</p> <p>1. 施工体制台帳等の提出及びそのヒアリング</p> <p>(1) 建設工事への低入札価格調査制度の導入について(平成10年5月28日付け香川県農政水産部長通知)に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」という。)第13条第1項の規定にかかわらず建設業法第24条の7第1項の規定に準じて施工体制台帳を作成し、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>1-1-7 ~ 13 [略]</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受注者は、建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第24条の7第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、必要書類を添付しその写しを工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第24条の7第4項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、工事監督員に提示し、事前確認を受けた上で、契約担当者へ提出しなければならない。</p> <p>1-1-15 ~ 51 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節 ~ 第3節 [略]</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 [略]</p> <p>3-4-2 既製杭工</p> <p>1. コンクリート杭</p> <p>2. 鋼杭工</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>1) 溶接工は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(又は同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者でなければならない。</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R4.10改正)	現 行																								
<p>6ヶ月以上の者でなければならない。 【削除】</p> <p>なお、同等以上の検定試験とは、WES8106（基礎杭溶接技術検定における試験方法及び判定基準：一般社団法人日本溶接協会）をいう。</p> <p>2)～6) 【略】</p> <p style="text-align: center;">表 3-4-1 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">外 径</th> <th style="width: 15%;">許容値</th> <th style="width: 65%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1,016 mm 以下</td> <td>3mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1,016mm を越え 2,000 mm 以下</td> <td>4mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>7)～10) 【略】</p> <p>(4) 【略】</p> <p>3. 木杭工 【略】</p> <p>3-4-3～10 【略】</p> <p>第5節～第6節 【略】</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>3-7-1 【略】</p> <p>3-7-2 レディーミクストコンクリート</p> <p>1 【略】</p> <p>2. 受注者は、本条第1項に規定する工場で製造され、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、工事監督員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、本条第1項に規定するレディーミクストコンクリートを用いることが困難な場合には、配合試験に立会するとともに、選定する工場が、設計図書に指定する品質が得られることを確認できる資料を工事監督員に提出し、確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査、管理等の技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、本条第1項に規定する工場でない工場で製造したレディーミクストコンクリート及び本</p>	外 径	許容値	摘 要	700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm 以上 1,016 mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1,016mm を越え 2,000 mm 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	<p>ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。なお、同等以上の検定試験とは、WES8106（基礎杭溶接技術検定における試験方法及び判定基準：一般社団法人日本溶接協会）をいう。</p> <p>2)～6) 【略】</p> <p style="text-align: center;">表 3-4-1 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">外 径</th> <th style="width: 15%;">許容値</th> <th style="width: 65%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1,016 mm 以下</td> <td>3mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1,016mm を越え 1,524 mm 以下</td> <td>4mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>7)～10) 【略】</p> <p>(4) 【略】</p> <p>3. 木杭工 【略】</p> <p>3-4-3～10 【略】</p> <p>第5節～第6節 【略】</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>3-7-1 【略】</p> <p>3-7-2 レディーミクストコンクリート</p> <p>1 【略】</p> <p>2. 受注者は、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）で製造され、JISA 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、工事監督員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、本条第1項に規定するレディーミクストコンクリートを用いることが困難な場合には、【新設】選定する工場が、設計図書に指定する品質が得られることを確認できる資料を工事監督員に提出し、確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を</p>	外 径	許容値	摘 要	700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm 以上 1,016 mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1,016mm を越え 1,524 mm 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
外 径	許容値	摘 要																							
700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																							
700mm 以上 1,016 mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																							
1,016mm を越え 2,000 mm 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																							
外 径	許容値	摘 要																							
700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																							
700mm 以上 1,016 mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																							
1,016mm を越え 1,524 mm 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																							

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R4.10改正)	現 行
<p>条1.に規定する工場であってもJISA5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合【削除】、設計図書、本章「3-7-3配合」及び「3-7-4材料の計量」の規定によるとともに、配合試験に立会し、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する資料を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>5～6 [略]</p> <p>3-7-3 [略]</p> <p>3-7-4 材料の計量</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3.受注者は、各材料をパッチ分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、表3-7-1に示した許容差内である場合、容積で計量してもよい。 なお、パッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。</p> <p>3-7-5～9 [略]</p> <p>3-7-10 コンクリート打込み</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9.受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打込む場合、原則、下層のコンクリートが固まり始める前に上層のコンクリートを打込み、上下層が一体となるように施工しなければならない。</p> <p>10～11 [略]</p> <p>3-7-11～15 [略]</p> <p>第8節 [略]</p> <p>第9節 鉄筋</p> <p>3-9-1～2 [略]</p> <p>3-9-3 鉄筋の継手</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7.受注者は、圧接に当たり、次によるほか、有害な欠陥のないようにしなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部を切断する場合、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。ただし、既に直角かつ平滑である場合又は鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、【削除】 錆、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>8～11 [略]</p> <p>第10節～第13節 [略]</p> <p>第14節 防食対策工</p>	<p>受けた工場(JISマーク表示認証製品を製造している工場)でない工場で製造したレディーミクストコンクリート及び本条1.に規定する工場であってもJISA5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び本章「3-7-3配合」及び「3-7-4材料の計量」の規定によるとともに、配合【新設】に臨場し、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する資料を工事監督員に提出し、確認を得なければならない。</p> <p>5～6 [略]</p> <p>3-7-3 [略]</p> <p>3-7-4 材料の計量</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3.受注者は、各材料を＝練り分毎に質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、【新設】容積で計量してもよい。 なお、＝練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。</p> <p>3-7-5～9 [略]</p> <p>3-7-10 コンクリート打込み</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9.受注者は、コンクリートを＝二層以上に分けて打込む場合、原則、下層のコンクリートが固まり始める前に上層のコンクリートを打込み、＝上層と下層が一体となるように施工しなければならない。</p> <p>10～11 [略]</p> <p>3-7-11～15 [略]</p> <p>第8節 [略]</p> <p>第9節 鉄筋</p> <p>3-9-1～2 [略]</p> <p>3-9-3 鉄筋の継手</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7.受注者は、圧接に当たり、次によるほか、有害な欠陥のないようにしなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を＝使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。ただし、既に直角かつ平滑である場合＝鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、＝錆、油脂圧接面は、圧接作業前にグラインダー等でその端部が直角で平滑となるように仕上げるとともに、錆、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>8～11 [略]</p> <p>第10節～第13節 [略]</p> <p>第14節 防食対策工</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R4.10改正)	現 行
<p>3-14-1 [略]</p> <p>3-14-2 防食対策工</p> <p>1 [略]</p> <p>2. コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、長寿命形水道用ジョイントコート (WSP012-2010) 又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部:長寿命形外面プラスチック被覆(JIS G 3443-3)によるものとする。</p> <p>3~6 [略]</p> <p>第15節 ~ 第18節 [略]</p> <p>第19節 構造物撤去工</p> <p>3-19-1 ~ 2 [略]</p> <p>3-19-3 【削除】取壊し工</p> <p>1 ~ 6 [略]</p> <p>3-19-4 ~ 5 [略]</p> <p>第20節 仮設工</p> <p>3-20-1 ~ 8 [略]</p> <p>3-20-9 トンネル仮設備工</p> <p>1 ~ 8 [略]</p> <p>9. 受注者は、粉じん作業を行う坑内作業場(ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。)について、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度の測定は「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(厚生労働省令和2年7月)」に定める「空気中の粉じん濃度等の測定方法」によるものとし、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)の目標レベルは2mg/m³以下とする。</p> <p>ただし、中小断面のトンネル等で2mg/m³を達成するために必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、工事監督員と協議のうえ可能な限り、2mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。</p> <p>なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、換気装置の風量の増加その他必要な措置(より効果的な換気方式への変更、集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等)を講じなければならない。</p> <p>10 ~ 16 [略]</p> <p>17. 受注者は、坑内作業場で労働者を従事させる場合【削除】、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具(動力及び発破を用いて掘削する場所における作業、動力を用いてずりを積み込み若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業にあっては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。)を使用させなければならない。</p> <p>3-20-10 ~ 11 [略]</p> <p>第21節 [略]</p>	<p>3-14-1 [略]</p> <p>3-14-2 防食対策工</p> <p>1 [略]</p> <p>2. コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP012-2010) 又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部:長寿命形外面プラスチック被覆(JIS G 3443-3)によるものとする。</p> <p>3~6 [略]</p> <p>第15節 ~ 第18節 [略]</p> <p>第19節 構造物撤去工</p> <p>3-19-1 ~ 2 [略]</p> <p>3-19-3 構造物取壊し工</p> <p>1 ~ 6 [略]</p> <p>3-19-4 ~ 5 [略]</p> <p>第20節 仮設工</p> <p>3-20-1 ~ 8 [略]</p> <p>3-20-9 トンネル仮設備工</p> <p>1 ~ 8 [略]</p> <p>9. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たり、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度の測定は「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(厚生労働省平成20年2月)」に定める「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」によるものとし、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)の目標レベルは33mg/m³以下とするが、中小断面のトンネル等で33mg/m³を達成するために必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、工事監督員と協議のうえ可能な限り、33mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。</p> <p>なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、換気装置の風量の増加その他必要な措置(【新設】集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等)を講じなければならない。</p> <p>10 ~ 16 [略]</p> <p>17. 受注者は、坑内の作業に労働者を従事させる場合には、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具(動力【新設】)を用いて掘削する場所における作業、動力を用いてずりを積み込み若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業にあっては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。)を使用させなければならない。</p> <p>3-20-10 ~ 11 [略]</p> <p>第21節 [略]</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R4.10改正)	現 行																																																																																																																																						
<p>第2編 工事別編</p> <p>第1章 ～ 第2章 [略]</p> <p>第3章 農道工事</p> <p>第1節 ～ 第5節 [略]</p> <p>第6節 擁壁工</p> <p>3-6-1 ～ 4 [略]</p> <p>3-6-5 プレキャスト擁壁工</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工において、十分密着させ、背面土砂が吸い出されないようにしなければならない。</p> <p>3-6-6 ～ 8 [略]</p> <p>第7節 ～ 第10節 [略]</p> <p>第11節 構造物撤去工</p> <p>3-11-1 【削除】取壊し工</p> <p>構造物取壊しの取壊しに当たっては、第1編3-19-3取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第12節 ～ 第13節 [略]</p> <p>第14節 付帯施設工</p> <p>3-14-1 ～ 2 [略]</p> <p>3-14-3 標識工</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 材料</p> <p>(1) [略]</p> <p>1) ～ 4) [略]</p> <p style="text-align: center;">表 3-14-1 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">カプセルレンズ型</td> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td rowspan="3">5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td rowspan="3">5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>64</td> <td>13</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td rowspan="3">5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>			観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	カプセルレンズ型	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	40°	110	70	16	8.0	16	20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	67	14	7.0	11	40°	95	64	13	7.0	11	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	<p>第2編 工事別編</p> <p>第1章 ～ 第2章 [略]</p> <p>第3章 農道工事</p> <p>第1節 ～ 第5節 [略]</p> <p>第6節 擁壁工</p> <p>3-6-1 ～ 4 [略]</p> <p>3-6-5 プレキャスト擁壁工</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工において、密着、水密性を保つよう施工しなければならない。</p> <p>3-6-6 ～ 8 [略]</p> <p>第7節 ～ 第10節 [略]</p> <p>第11節 構造物撤去工</p> <p>3-11-1 構造物取壊し工</p> <p>構造物取壊しの施工については、第1編3-19-3構造物取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第12節 ～ 第13節 [略]</p> <p>第14節 付帯施設工</p> <p>3-14-1 ～ 2 [略]</p> <p>3-14-3 標識工</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 材料</p> <p>(1) [略]</p> <p>1) ～ 4) [略]</p> <p style="text-align: center;">表 3-14-1 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">カプセルレンズ型</td> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td rowspan="3">5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td rowspan="3">5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>-57</td> <td>14</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>-54</td> <td>13</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td rowspan="3">5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>			観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	カプセルレンズ型	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	40°	110	70	16	8.0	16	20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	-57	14	7.0	11	40°	95	-54	13	7.0	11	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
		観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																															
カプセルレンズ型	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																																
			30°	150	100	25	11	25																																																																																																																															
			40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																																															
	20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																																																
			30°	100	67	14	7.0	11																																																																																																																															
			40°	95	64	13	7.0	11																																																																																																																															
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																
			30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3																																																																																																																															
			40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																															
			観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																														
	カプセルレンズ型	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																															
				30°	150	100	25	11	25																																																																																																																														
40°				110	70	16	8.0	16																																																																																																																															
20' (0.33°)		5°	180	122	25	14	21																																																																																																																																
			30°	100	-57	14	7.0	11																																																																																																																															
			40°	95	-54	13	7.0	11																																																																																																																															
2°		5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																
			30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3																																																																																																																															
			40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																															

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R4.10 改正)	現 行
<p>(2)～(3) [略] 3 [略] 3-14-4～7 [略]</p> <p>第4章 欠番</p> <p>第5章 水路工事</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>5-4-1 【削除】 取壊し工 <small>構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3取壊し工の規定によるものとする。</small></p> <p>第5節 [略]</p> <p>第6節 開渠工</p> <p>5-6-1 [略]</p> <p>5-6-2 現場打ち開渠工 1～3 [略]</p> <p>4. 型枠工の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保工の規定によるものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>5-6-3 [略]</p> <p>第7節 [略]</p> <p>第8節 分土工</p> <p>5-8-1 [略]</p> <p>5-8-2 分土工 1～3 [略]</p> <p>4. 型枠、支保及び足場の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保、第1編3-20-11 足場工の規定によるものとする。</p> <p>第9節～第15節 [略]</p> <p>第6章 河川及び排水路工事</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>6-4-1 一般事項 【削除】 1～3 [略]</p> <p>6-4-2 構造物取壊し工 【削除】 <small>構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3取壊し工の規定によるものとする。</small></p>	<p>(2)～(3) [略] 3 [略] 3-14-4～7 [略]</p> <p>第4章 欠番</p> <p>第5章 水路工事</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>5-4-1 構造物取壊し工 <small>構造物取壊し工の施工については、第1編3-19-3構造物取壊し工の規定によるものとする。</small></p> <p>第5節 [略]</p> <p>第6節 開渠工</p> <p>5-6-1 [略]</p> <p>5-6-2 現場打ち開渠工 1～3 [略]</p> <p>4. 型枠工の施工については、第1編3-8-2型枠の規定によるものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>5-6-3 [略]</p> <p>第7節 [略]</p> <p>第8節 分土工</p> <p>5-8-1 [略]</p> <p>5-8-2 分土工 1～3 [略]</p> <p>4. 型枠及び支保、足場の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保、第20節足場工の規定によるものとする。</p> <p>第9節～第15節 [略]</p> <p>第6章 河川及び排水路工事</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>6-4-1 構造物取壊し工 1. 一般事項 1～3 [略]</p> <p>【新設】 2. 構造物取壊し工 <small>構造物取壊し工の施工については、第1編3-19-3構造物取壊し工の規定によるものとする。</small></p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R4.10改正)	現 行
<p>第5節～第15節 [略]</p> <p>第7章 管水路工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>7-2-1 [略]</p> <p>7-2-2 一般事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 布設接合</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則74条の2、労働安全衛生規則第164条2項及び3項、並びに平成4年8月24日付け基発第480号及び平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号(土止め先行工法)厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守する。</p> <p>【削除】</p> <p>(10) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、基床部内に捨梁を存置してはならない。</p> <p>(11)～(15) [略]</p> <p>(16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、管継手、バルブ、可とう管、継輪等の掘付に使用するボルト及びナットは、地上露出部及び構造物内はステンレスを使用し、地下埋設物部及びコンクリートに覆われる部分はFCD製を使用するものとする。</p> <p>ただし、バルブ等でフランジ継手のものは、これに関わらず、ステンレス製を使用するものとする。</p> <p>また、ダクタイル鋳鉄管のうち地殻変動が予想される管路や高度な耐震性が要求される管路に使用するS、SⅡ、NS形継手についてはステンレスを使用するものとする。</p> <p>(17)～(18) [略]</p> <p>【削除】</p> <p>3. [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>7-4-1 【削除】 取壊し工</p> <p>構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第5節 [略]</p>	<p>第5節～第15節 [略]</p> <p>第7章 管水路工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>7-2-1 [略]</p> <p>7-2-2 一般事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 布設接合</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則74条の2及び労働安全衛生規則第164条2項及び3項、並びに平成4年8月24日付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号(土止め先行工法)厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守する。</p> <p>なお、管長が5m以上で呼び径700mm以上を布設する場合、管搬入口を30mに一箇所以上設けるものとするが、腹起こし等でこれによらない場合は、別途設計図書によるものとする。</p> <p>(10) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、砂基礎内に捨梁を存置してはならない。</p> <p>(11)～(15) [略]</p> <p>(16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、管継手、バルブ、可とう管、継輪等の掘付に使用するボルト→ナットは、地上露出部及び構造物内はステンレスを使用し、地下埋設物部及びコンクリートに覆われる部分はFCD製を使用するものとする。</p> <p>ただし、バルブ等でフランジ継手のものは、これに関わらず、ステンレス製を使用するものとする。</p> <p>また、ダクタイル鋳鉄管のうち地殻変動が予想される管路や高度な耐震性が要求される管路に使用するS、SⅡ、NS形継手についてはステンレスを使用するものとする。</p> <p>(17)～(18) [略]</p> <p>3. 枕木及び梯子胴木基礎工</p> <p>(1) 受注者は、枕木基礎は正確に高さを調整した後、管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触とならないよう施工しなければならない。</p> <p>(2) 梯子胴木基礎における各部材は、釘、かすがい等で強固に連結し、特に胴木は、地盤の連続的な支持を得るよう相欠き又は重ね構造とし、釘、かすがい等で固定するものとする。</p> <p>4. [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>7-4-1 構造物取壊し工</p> <p>構造物取壊し工の施工については、第1編3-19-3構造物取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第5節 [略]</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R4.10改正)	現 行
<p>第6節 管体工 7-6-1 ~ 3 [略] 7-6-4 鋼管布設工 1 [略] 2. 据付 (1) ~ (2) [略] (3) 塗覆装 1) 継手溶接部の内外面塗覆装は、本条1. 工場製作 (3) 塗覆装の規定によるものとする。 なお、呼び径800mm未満では人力による内面塗装を行わないことを原則とする。 ただし、内面塗装の施工管理、品質管理及び安全管理が確実にされる場合は、この限りではない。 2) ~ 4) [略] 3 [略] 7-6-5 [略] 第7節 ~ 第18節 [略]</p> <p>第8章 畑かん施設工事 第1節 ~ 第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 8-4-1 【削除】 取壊し工 構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3 取壊し工の規定によるものとする。 第5節 ~ 第12節 [略]</p> <p>第9章 [略] 第10章 フィルダム工事 第1節 ~ 第3節 [略] 第4節 基礎掘削工 10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 1. 掘削分類 掘削は、土砂掘削（転石等を含む）及び岩盤掘削に分類し、その判定は設計図書に示す判定要領に基づき工事監督員が行うものとする 【削除】 【削除】 ただし、本条5. 基礎地盤面の処理（3）に示す仕上げ掘削は、岩盤掘削に含むものとする。 2 ~ 7 [略] 第5節 ~ 第7節 [略] 第8節 フィルダム堤体工</p>	<p>第6節 管体工 7-6-1 ~ 3 [略] 7-6-4 鋼管布設工 1 [略] 2. 据付 (1) ~ (2) [略] (3) 塗覆装 1) 継手溶接部の内外面塗覆装は、本条1. 工場製作 (3) 塗覆装の規定によるものとする。 なお、呼び径800mm未満では人力による内面塗装を行わないものとする。 【新設】 2) ~ 4) [略] 3 [略] 7-6-5 [略] 第7節 ~ 第18節 [略]</p> <p>第8章 畑かん施設工事 第1節 ~ 第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 8-4-1 構造物取壊し工 構造物取壊し工の施工については、第1編3-19-3 構造物取壊し工の規定によるものとする。 第5節 ~ 第12節 [略]</p> <p>第9章 [略] 第10章 フィルダム工事 第1節 ~ 第3節 [略] 第4節 基礎掘削工 10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削、10-4-2 堤体部掘削 1. 掘削分類 掘削は、次の2種類に分類し、その判定は設計図書に示す判定要領に基づき工事監督員が行うものとする。 (1) 土砂掘削（転石等を含む） (2) 岩盤掘削 ただし、本条5. 基礎地盤面の処理（3）に示す仕上げ掘削は、岩盤掘削に含むものとする。 2 ~ 7 [略] 第5節 ~ 第7節 [略] 第8節 フィルダム堤体工</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R4.10改正)	現 行
<p>10-8-1 盛立工</p> <p>1. 基礎地盤確認後の再処理 受注者は、次の場合には工事監督員の指示に従い、本章10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削5、基礎地盤面の処理(5)の基礎地盤清掃を行い、盛立直前に工事監督員の再確認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>10-8-2～4 [略]</p> <p>第9節 監査廊</p> <p>10-9-1 掘削工 掘削工の施工については、本章10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削の規定によるものとする。</p> <p>10-9-2～5 [略]</p> <p>第10節～第14節 [略]</p> <p>第11章 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節～第2節 [略]</p> <p>第3節 コンクリート橋架設工</p> <p>12-3-1 [略]</p> <p>12-3-2 横組工</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 暑中における施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないようにしなければならない。 なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。</p> <p>12-3-3 [略]</p> <p>第4節 橋梁付属物工</p> <p>12-4-1～4 [略]</p> <p>12-4-5 橋梁用防護柵工</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む。)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆又は防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆又は防食強化を図らなければならない。</p> <p>①～③ [略]</p> <p>12-4-6～7 [略]</p>	<p>10-8-1 盛立工</p> <p>1. 基礎地盤確認後の再処理 受注者は、次の場合には工事監督員の指示に従い、本章10-4-1 堤体部掘削5、基礎地盤面の処理(5)の基礎地盤清掃を行い、盛立直前に工事監督員の再確認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>10-8-2～4 [略]</p> <p>第9節 監査廊</p> <p>10-9-1 掘削工 掘削工の施工については、本章10-4-1 堤体頂部掘削の規定によるものとする。</p> <p>10-9-2～5 [略]</p> <p>第10節～第14節 [略]</p> <p>第11章 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節～第2節 [略]</p> <p>第3節 コンクリート橋架設工</p> <p>12-3-1 [略]</p> <p>12-3-2 横組工</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過速な硬化などがないようにしなければならない。 なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。</p> <p>12-3-3 [略]</p> <p>第4節 橋梁付属物工</p> <p>12-4-1～4 [略]</p> <p>12-4-5 橋梁用防護柵工</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む。)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆→防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆→防食強化を図らなければならない。</p> <p>①～③ [略]</p> <p>12-4-6～7 [略]</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R4.10改正)	現 行																				
<p>12-4-8 現場塗装工 1～15 [略] 16. 検査 (1)～(2) [略] (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に2.5点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。 (4)～(7) [略]</p> <p>第5節 舗装工 12-5-1～2 [略] 12-5-3 グラスアスファルト舗装工 1～8 [略] 9. 受注者は、設計アスファルト量の決定について、次の規定によらなければならない。 (1) 示方配合されたグラスアスファルト混合物は表12-5-4の基準値を満足するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-4 グラスアスファルトの基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動性試験、リュエル流動性 (240℃)</td> <td style="text-align: center;">3～20 sec</td> </tr> <tr> <td>貫入量試験、貫入量 (40℃)、52.5kg/5cm²、30分)</td> <td style="text-align: center;">表層1～4 mm 基層1～6 mm</td> </tr> <tr> <td>ホイットラッキング試験、動的安定度 (60℃、6.4kg/cm²)</td> <td style="text-align: center;">300 回/mm 以上</td> </tr> <tr> <td>曲げ試験、破断ひずみ (-10℃、50mm/min)</td> <td style="text-align: center;">8.0×10⁻³ 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 ((公社) 日本道路協会) 」を参照する。</p> <p>(2)～(5) [略] 10～11 [略] 12 [略] (1)～(3) [略] (4) 工事監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。 13 [略] 12-5-4 [略]</p> <p>第6節 [略]</p> <p>第13章 橋梁下部工事 第1節～第3節 [略] 第4節 橋台工 13-4-1～3 [略] 13-4-4 躯体工</p>	項 目	基 準 値	流動性試験、リュエル流動性 (240℃)	3～20 sec	貫入量試験、貫入量 (40℃)、52.5kg/5cm ² 、30分)	表層1～4 mm 基層1～6 mm	ホイットラッキング試験、動的安定度 (60℃、6.4kg/cm ²)	300 回/mm 以上	曲げ試験、破断ひずみ (-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上	<p>12-4-8 現場塗装工 1～15 [略] 16. 検査 (1)～(2) [略] (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に2.5箇所 (1箇所当たり5点測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。 (4)～(7) [略]</p> <p>第5節 舗装工 12-5-1～2 [略] 12-5-3 グラスアスファルト舗装工 1～8 [略] 9. 受注者は、設計アスファルト量の決定について、次の規定によらなければならない。 (1) 示方配合されたグラスアスファルト混合物は表12-5-4の基準値を満足するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-4 グラスアスファルトの基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動性試験、リュエル流動性 (240℃) see</td> <td style="text-align: center;">3～20</td> </tr> <tr> <td>貫入量試験、貫入量 (40℃)、52.5kg/5cm²、30分) mm</td> <td style="text-align: center;">表層1～4 基層1～6</td> </tr> <tr> <td>ホイットラッキング試験、動的安定度 (60℃、6.4kg/cm²) 回/mm</td> <td style="text-align: center;">300 以上</td> </tr> <tr> <td>曲げ試験、破断ひずみ (-10℃、50mm/min)</td> <td style="text-align: center;">8.0×10⁻³ 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 ((公社) 日本道路協会) 」を参照する。</p> <p>(2)～(5) [略] 10～11 [略] 12 [略] (1)～(3) [略] (4) 気温が5℃以上のときに施工しなければならない。 13 [略] 12-5-4 [略]</p> <p>第6節 [略]</p> <p>第13章 橋梁下部工事 第1節～第3節 [略] 第4節 橋台工 13-4-1～3 [略] 13-4-4 躯体工</p>	項 目	基 準 値	流動性試験、リュエル流動性 (240℃) see	3～20	貫入量試験、貫入量 (40℃)、52.5kg/5cm ² 、30分) mm	表層1～4 基層1～6	ホイットラッキング試験、動的安定度 (60℃、6.4kg/cm ²) 回/mm	300 以上	曲げ試験、破断ひずみ (-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上
項 目	基 準 値																				
流動性試験、リュエル流動性 (240℃)	3～20 sec																				
貫入量試験、貫入量 (40℃)、52.5kg/5cm ² 、30分)	表層1～4 mm 基層1～6 mm																				
ホイットラッキング試験、動的安定度 (60℃、6.4kg/cm ²)	300 回/mm 以上																				
曲げ試験、破断ひずみ (-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上																				
項 目	基 準 値																				
流動性試験、リュエル流動性 (240℃) see	3～20																				
貫入量試験、貫入量 (40℃)、52.5kg/5cm ² 、30分) mm	表層1～4 基層1～6																				
ホイットラッキング試験、動的安定度 (60℃、6.4kg/cm ²) 回/mm	300 以上																				
曲げ試験、破断ひずみ (-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上																				

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R4.10改正)	現 行
<p>1 [略]</p> <p>2. 型枠、支保及び足場の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保、第1編3-20-11 足場工の規定によるものとする。</p> <p>3 ~ 14 [略]</p> <p>第5節 ~第7節 [略]</p> <p>第14章 頭首工工事</p> <p>第1節 ~第8節 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 [略]</p> <p>14-9-2 プレテンション桁購入工</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) コンクリートの施工は、次の規定によるものとする。</p> <p>1) 振動数の多い振動機を用いて、十分に縮固めて製作する。</p> <p>2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作するものとし、養生終了後、急激に温度を降下させないよう留意しなければならない。</p> <p>なお、養生室の温度上昇は1時間当たり1.5度以下とし、養生中の温度は6.5度以下として製作するものとする。</p> <p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各P.C鋼材が一様にゆるめられるようにし、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。【削除】</p> <p>3 [略]</p> <p>14-9-3 [略]</p> <p>14-9-4 プレキャストブロック桁購入工</p> <p>プレキャストブロック桁を購入する場合は、本章14-9-2プレテンション桁購入工の規定によるものとする。</p> <p>14-9-5 ~ 12 [略]</p> <p>第14章 ~第17章 [略]</p> <p>第18章 ため池改修工事</p> <p>第1節 ~第2節 [略]</p> <p>第3節 堤体工</p> <p>18-3-1 ~ 8 [略]</p> <p>18-3-9 掘削土の搬出工</p> <p>1. 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、「建設汚泥処理土利用基準」の第4種処理</p>	<p>1 [略]</p> <p>2. 型枠及び支保、足場の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保、第20節足場工の規定によるものとする。</p> <p>3 ~ 14 [略]</p> <p>第5節 ~第7節 [略]</p> <p>第14章 頭首工工事</p> <p>第1節 ~第8節 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 [略]</p> <p>14-9-2 プレテンション桁購入工</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) コンクリートの施工については、次の規定により製作されたもの。</p> <p>1) 振動数の多い振動機を用いて、十分に縮固めて製作されたもの。</p> <p>2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作【新設】されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり1.5度以下とし、養生中の温度は6.5度以下として製作されたもの。</p> <p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各P.C鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>14-9-3 [略]</p> <p>14-9-4 プレキャストブロック桁購入工</p> <p>プレキャストブロック購入については、本章14-9-2プレテンション桁購入工の規定によるものとする。</p> <p>14-9-5 ~ 12 [略]</p> <p>第14章 ~第17章 [略]</p> <p>第18章 ため池改修工事</p> <p>第1節 ~第2節 [略]</p> <p>第3節 堤体工</p> <p>18-3-1 ~ 8 [略]</p> <p>18-3-9 掘削土の搬出工</p> <p>1. 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、建設汚泥再生利用技術基準(案)の第4種</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R4.10 改正)	現 行
<p>土相当以上（コーン指数（q_c）が200kN/m²以上又は一軸圧縮強度（q_u）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。</p> <p>なお、第4種処理土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、工事監督員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「土壤の汚染に係る環境基準」を満たしていることを確認するものとする。</p> <p>なお、基準を満たしていない場合は工事監督員と協議するものとする。</p> <p>18-3-10 ~ 13 [略]</p> <p>第4節 ~ 第7節 [略]</p> <p>第19章 ~ 第21章 [略]</p>	<p>建設発生土相当以上（コーン指数（q_c）が200kN/m²以上若しくは一軸圧縮強度（q_u）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。</p> <p>なお、第4種建設発生土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、工事監督員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「水質汚濁防止法に基づく排水基準（一律排水基準）」を満たしていることを確認するものとする。</p> <p>なお、基準を満たしていない場合は工事監督員と協議するものとする。</p> <p>18-3-10 ~ 13 [略]</p> <p>第4節 ~ 第7節 [略]</p> <p>第19章 ~ 第21章 [略]</p>